

第 2 1 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 2 1 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 2 時 6 分

2. 開催場所 中央公民館 3 階 大会議室

3. 出席委員（1 2 名）

1	山 本 伸 男	2	山 本 弥 須 弘			4	渡 邊 康 志
5	中 本 誉	6	兵 頭 正 男	7	那 須 健 一		
9	清 家 壽 秋	1 0	山 下 展 輝	1 1	浅 野 剛 志	1 2	毛 利 久 志
1 3	兵 頭 知 幸	1 4	谷 口 雄 記				

4. 欠席委員（2 名）

3	篠崎 英明	8	山田 耕二				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議案第 7 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 8 0 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第 4 議案第 8 1 号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥 藤 幸 利	次長	丸 山 貴 広	主事	水 代 康 成
----	---------	----	---------	----	---------

7. 会議の概要

事 務 局	（司会進行）
会 長	（会長挨拶）
事 務 局	（司会進行）
議 長	ただいまの出席委員は <u>1 2</u> 名であります。篠崎委員、山田委員、善家推進委員、出口推進委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第 2 1 回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議 長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。

議 長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>13番 兵頭^{ひょうどう} 知幸^{ともゆき} 委員</u>、<u>わたくし14番 谷口</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭^{ともゆき}知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議 長 (兵頭委員)	続いて日程第2 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長 (兵頭委員)	順位1番について、谷口^{たにぐちゆうき}雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号14番 谷口です。 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第79号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	3月12日に譲渡人、譲受人、田中宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第79号 順位1番 説明】
谷 口 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第79号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。

議 長	順位 2 番について、兵頭 ^{ひょうどうともゆき} 知幸委員より説明願います。
兵 頭 委 員	議席番号 1 3 番 兵頭です。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 9 号 順位 2 番 説明】
兵 頭 委 員	3 月 1 2 日に譲渡人、譲受人、出口推進委員、事務局 2 名、私の計 6 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 9 号 順位 2 番 説明】
兵 頭 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 3 番について、那須 ^{な す けんいち} 健一委員より説明願います。
那 須 委 員	議席番号 7 番 那須です。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 9 号 順位 3 番 説明】
那 須 委 員	3 月 1 3 日に譲渡人、譲受人、芝推進委員、事務局 1 名、私の計 5 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 9 号 順位 3 番 説明】
那 須 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、那須委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 3 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位 4 番について、 ^{やまもとやすひろ} 山本弥須弘委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号 2 番 山本です。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 7 9 号 順位 4 番 説明】
山 本 委 員	3 月 1 3 日に譲受人、善家推進委員、事務局 1 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 7 9 号 順位 4 番 説明】
山 本 委 員	以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 4 番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて日程第 3 議案第 8 0 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題いたします。順位 1 番から 4 4 番までを一括審議し、順位 4 5 番以降は該当委員退席後に審議します。事務局から説明願います。
事 務 局	それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 8 0 号 順位 1 番から 4 4 番まで説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしく願います。

議 長	ただ今、順位 1 番から 4 4 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
清 家 委 員	ちょっといいですか。反あたり 11,000 円ですか。
事 務 局	幅広く、6,000 円から 12,000 円の間です。
清 家 委 員	わかりました。
議 長	質問する際は議席番号と名前の方をよろしくしたいんですが。 よろしくお願いします。
毛 利 委 員	12 番。毛利です。 12 番から 28 番まで愛治地区から三島まで集積が進んでいるみたいですが、個人の方で約 1 丁 8 反ぐらいですけど何か理由があるのですか。
事 務 局	今回ちょこちょこあるんですが、4 月 1 日から中間管理事業に切り替わることがあって、近々更新が来る方が解約してから、新たに契約で特に相続が終わっていないとこなんかは、相続が中間管理事業になるとさらに厳しくなっていくということで、新規にはなっていますが、一回解約したから新規になっているという感じです。
毛 利 委 員	わかりました。
議 長	他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 0 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 から 4 4 番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 0 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 4 4 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	山本委員は退席願います。
	(山本委員 退席)
議 長	それでは、順位 4 5 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 4 5 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 8 0 号 順位 4 5 番 説明】
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	ただ今、順位４５番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４５番は原案のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第８０号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位４５番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は山本委員を呼んできてください。
	(山本委員 着席)
議 長	日程第４ 議案第８１号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第８１号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第３条の２におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より同計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長	順位１番について ^{もうりひさし} 毛利久志委員より説明願います。
毛 利 委 員	議席番号１２番 毛利です。 議案第８１号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位１番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第８１号 順位１番 説明】
毛 利 委 員	３月１３日に申請人、浅野農業委員、事務局３名、私の計６名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします
	【調査書に基づき、議案第８１号 順位１番 説明】
毛 利 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。

各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 8 1 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番は支障のないものとして回答することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 8 1 号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位 1 番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長	以上で第 2 1 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 3 番
	1 4 番